

(議決事項)

平成 23 年 4 月 12 日

平成 23 年度標準役員報酬について

平成 23 年度の標準役員報酬については、全役職とも 22 年度と同額とし、次のとおり支給することとしたいので、定款第 13 条第 1 項第 1 号チの規定により議決を得たい。

(単位 万円)

役 職	月額報酬	期末報酬 (各 期)	年間報酬額
会 長	2 1 1	3 3 0	3, 1 9 2
副 会 長	1 8 3	2 8 7	2, 7 7 0
専務理事	1 6 0	2 5 0	2, 4 2 0
理 事	1 4 9	2 3 4	2, 2 5 6

(注) 上期の期末報酬については、経営委員会が行う役員の 22 年度の業績評価の結果により、100 万円を上限に増額または 100 万円 (会長は 200 万円) を下限に減額することがある。